

高崎市地域公共交通バリア解消促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 高崎市地域公共交通バリア解消事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）の普及促進を図り、もって子育て世代や高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客運送事業（福祉輸送事業限定事業は除く。）を經營する者をいう。
- (2) タクシー貸与事業者 タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。
- (3) UDタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づく認定を受けたタクシーをいう。

(補助対象事業)

第4条 市長は、補助対象事業者が高崎市内においてUDタクシーを導入する事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象車両)

第5条 補助金交付の対象となる車両は、第1号から第3号までに掲げる要件をいずれも満たし、かつ第4号又は第5号のいずれかに掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 高崎市内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2) 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること。
- (3) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、市長が補助金の交付

を決定した会計年度の終了する日までに新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）であること。

（４）ＵＤタクシー車両導入に係る国庫補助による当該年度の国土交通大臣の補助交付決定を受けた車両であること。

（５）前号に準じるものとして市長が必要と認めた車両であること。

（補助対象経費）

第６条 補助の対象となる経費は、ＵＤタクシーの新車購入に伴う車両本体及び車載機器類の整備に要する経費のうち、市長が認めた額とする。

２ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

（補助率及び限度額）

第７条 補助率及び限度額は、次の各号のとおりとする。

（１）補助率は、補助対象経費の６分の１以内とする。

（２）補助金の額の上限は、１台につき３０万円とする。ただし、認定要領第２第１号に定める認定レベル準１の認定を受けた車両については、１台につき２０万円とする。

（補助対象事業者）

第８条 補助対象事業者は、補助事業を行うタクシー事業者及びタクシー貸与事業者とする。

２ 前項の補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（４）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（６）暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団と密接な交友関係を有する者

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(1) 補助対象経費に係る見積書

(2) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可。）

(3) ディーラーから発行される国土交通大臣によるUDタクシー認定書の写し

(4) 当該UDタクシー車両導入に係る国庫補助金の交付申請書の写し

(5) タクシー貸与事業者が申請する場合は、自動車リース見積書及び自動車リース料金算定根拠明細書

(6) その他申請に必要な書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。

(2) 交付決定日前に着手している事業は、補助対象外とすること。

(3) 補助事業の遂行において第8条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、市に報告し、警察に通報すること。

(4) ユニバーサルドライバー研修（以下「UD研修」という。）として、国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について（平成30年11月8日）」に基づく研修を年2回以上実施すること。なお、第22条に規定する耐用年数を経るまでの各年度において、UD研修実績報告書（様式第3号）を市長に提出すること。

(5) 補助対象車両1台につき、UD研修を受講した運転手2名以上を配置できること。

(6) その他市長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第 1 1 条 補助対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、補助金交付の申請を取り下げることができる。

2 補助対象事業者は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 1 5 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 1 2 条 補助対象事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、交付決定の内容を変更し、又は条件を付したときは、変更交付決定通知書(様式第 5 号)により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 1 3 条 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止又は廃止申請書(様式第 6 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 1 4 条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 1 5 条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかにその状況を書面により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 1 6 条 補助対象事業者は、補助事業実績報告書(様式第 7 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業の完了した日から起算して 1 ヶ月以内又は補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 車両購入に係る請求書

2 前項の場合における報告書の提出期限について、市長の特段の承認を受けたときは、

その期間によることができる。

（補助金の額の確定）

第 17 条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を実施するものとする。

2 市長は、前条の報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 12 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 市長は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し等）

第 20 条 市長は、第 13 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（3）補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助

金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

3 前項の補助金の返還期限は、市長が定める期限内とする。

（取得財産等の管理）

第21条 補助対象事業者は、補助事業により取得した車両については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（取得財産等の処分の制限）

第22条 補助対象事業者は、補助事業により取得した車両については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 耐用年数を経過するまでに自動車検査証を更新したときは、更新報告書（様式第10号）に、更新後の自動車検査証の写しを添えて提出しなければならない。

3 第1項の車両を処分しようとするときは、補助対象事業者は、あらかじめ財産処分申請書（様式第11号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理等）

第23条 補助事業に係る証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存するものとする。

（調査）

第24条 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 2 6 日から施行する。